

世田谷区告示第508号

事務室移転等におけるリサイクル資源の売払代金の徴収の事務については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので同条第2項の規定により告示する。

令和8年7月1日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 委託を受けた者

- (1) 名 称 株式会社伸榮産業世田谷営業所
- (2) 所在地 東京都世田谷区宇奈根一丁目6番1号

2 委託した歳入等

リサイクル資源の売払代金

3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和8年7月1日

4 委託期間

令和8年7月1日から同年10月30日まで